

災害時におけるドクターヘリ運航要領

(目的)

第一条 本要領は、地震、津波、噴火及び事故等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるドクターヘリの運航について定め、災害時における迅速な出動及び運航の安全確保に資することを目的とする。

(災害時運航の手続)

第二条 ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- 一 熊本県知事又は熊本県知事から委任を受けた者（以下「知事等」という。）からドクターヘリの派遣要請を受けたとき
- 二 厚生労働省DMAT事務局、被災した都道府県の災害対策本部等からドクターヘリの派遣要請を受けたとき
- 三 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき

2 前項第一号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、ドクターヘリの運航を決定するものとする。

3 第一項第二号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、知事等と要請への対応の可否を協議し、ドクターヘリの運航を決定するものとする。

4 第一項第三号の規定による判断を行った場合、基地病院の長は、知事等と被災地域における運航の可否を協議し、ドクターヘリの運航を決定するものとする。

5 基地病院の長は、第二項から前項の規定に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに県内各消防本部及び厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。

6 知事等又は第二項から第四項までの運航の決定を行った基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社と協議を行った上で、運航会社の操縦士、整備士（以下「運航会社の従業員」という。）を被災地域に派遣することができる。

7 基地病院の長は、前項の規定に基づき、運航会社の従業員を被災地域に派遣する場合には、運航会社の従業員の飲料水・食料を確保するとともに、安全運航のため、スタッフ交代や宿泊施設にも配慮するものとする。

(災害時の指揮)

第三条 ドクターヘリが前条第二項から第四項までの規定に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

2 ドクターヘリは、前項の規定に関わらず、知事等から、熊本県内における救急搬

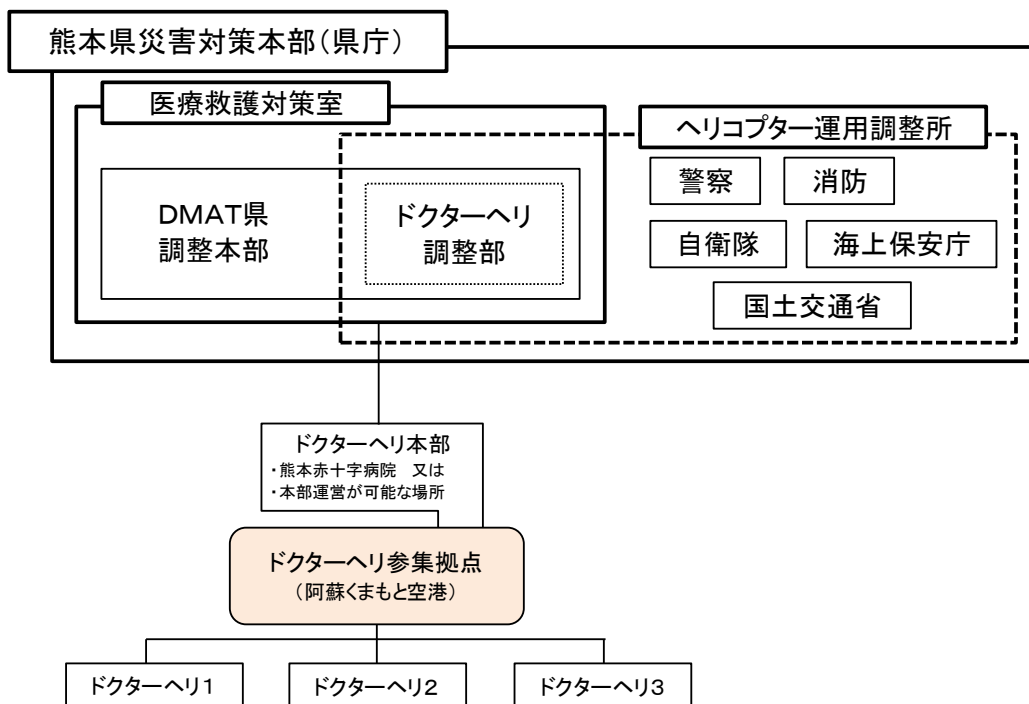
送への対応等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。

- 3 前二項の場合において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大することができる。この場合、フライトドクターは、基地病院の長にその旨を報告する。
- 4 基地病院の長は、前項に基づき報告を受けた場合には、熊本県災害対策本部を通じ、関係都道府県の災害対策本部、九州ブロックドクターヘリ連絡担当者、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- 5 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

(運用体制)

- 第四条 知事等は、ドクターヘリ調整部をDMAT県調整本部内に設置し、ドクターヘリ調整部は、ドクターヘリの活動エリアや活動内容等に関して関係機関と調整を行うとともに、ドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部へ活動指示等を行う。
- 2 知事等は、ドクターヘリ本部を基地病院又は本部運営が可能な場所に設置し、ドクターヘリ本部は、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運航調整を行う。

【参考】熊本県災害対策本部におけるドクターヘリ関連部門の体制



(災害時の任務)

第五条 ドクターヘリの災害時の任務は次のとおりとする。

- 一 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- 二 患者の後方病院への搬送
- 三 その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、フライトドクター、運航会社及び操縦士（機長）が実施可能と判断するもの。

(搭乗する医師及び看護師)

第六条 基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時から熊本県のドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。それ以外の者が搭乗する場合には、平時から熊本県のドクターヘリに搭乗している医師又は看護師を同乗させるものとする。

- 2 専門科の医師等の搭乗が必要な場合には、操縦士（機長）及び基地病院の長の判断により搭乗を決定し、平時から熊本県のドクターヘリに搭乗している医師又は看護師が同乗するものとする。

(費用等)

第七条 基地病院又は熊本県は、第二条第一項の規定による検討の結果に基づく運航に係る費用について、運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

(離着陸場所の要件)

第八条 初動の飛行目的地が所在する都道府県（以下「当該都道府県」という。）における離着陸場所は、次の各号に定める要件を全て満たすと操縦士（機長）が判断した場所とする。

- 一 当該都道府県のドクターヘリ基地病院の設定している離着陸場所、DMAT・SCUが設置される場所を含む航空法第38条に定める「飛行場」、「公共用ヘリポート（地上）」、「非公共用ヘリポート（地上）」、自衛隊基地及び駐屯地等の「飛行場」、「ヘリポート（地上）」、「場外離着陸場（地上）」施設、地上において航空法第79条に基づく「場外離着陸場（一般、防災対応、特殊地域）」として運用実績（他機関ヘリコプター実績を含む）のある場所又は同基準を満たし、安全が確保されると判断できる場所
 - 二 消防機関等の地上支援体制を含む運航の安全が確保されている場所
 - 三 災害対策本部間を含む衛星電話等の連絡体制が確保されている場所
- 2 被災地内における離着陸場所においては、前項に規定する要件を全て満たす場所とする。ただし、次の各号に定める要件のいずれかを満たすと操縦士（機長）が判断した場合には、被災地内における離着陸場所として使用できるものとする。

- 一 「非公共用ヘリポート（構築物上）」、「場外離着陸場（構築物上）」、高速道路施設にあつては、当該構築物への被害がないと事前に確認でき、消防機関等による地上支援体制を含む安全が確保されていると判断できる場所
- 二 地上からの支援体制が確保されていない場合は、他機関ヘリコプターが離着陸し、着陸場所として十分な強度、障害物等からの離隔が確保できると確認できた場所、他機関ヘリコプターの状況観察により、離隔等安全に使用できると判断した場所、着陸帯と障害物件（飛散物含む）等との離隔が十分であると判断される場所

（離着陸場所を実施する安全確保のための確認等）

第九条 ドクターヘリの離着陸場所を実施する安全確保のための確認等については、消防機関及び操縦士（機長）が行う。ただし、地上からの支援体制が確保されていない場所で運航する際には、離着陸場所、周辺環境及び機体が次の各号の全てを満たしていることを操縦士（機長）が確認し、安全を確保するものとする。

- 一 離着陸の間、ホバリング停止が可能な機体重量及び気象状態であること。
 - 二 飛散物を含む瓦礫等の障害物件の有無、高さ、距離等の状況が、離着陸に影響しないこと。
 - 三 離着陸の間、関係者以外の人及び車両が離着陸場所に接近することがないこと。
 - 四 障害物件は、ローター及び胴体との間隔が目視で確認できること。
 - 五 ダウンウォッシュ及びこれによる飛散物等が、地上の人及び物件に危害を及ぼさない状況にあること。
 - 六 安定した接地面であること。
 - 七 その他、離着陸のための安全を妨げる事象がないこと。
- 2 操縦士（機長）は、離着陸場所の安全を確保していないと判断した場合には、離着陸してはならない。

附 則

この要領は、平成30年3月5日から施行する。

別紙 用語（平成28年12月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（抜粋））

○ドクターヘリ基地病院

救命救急センターであって、ドクターヘリを配備している病院。

○ドクターヘリ基地病院地域ブロック

大規模災害時における被災地へのドクターヘリの派遣を効率よく行うため、全国を地域ブロックに分けたもの。地域ブロック及び地域ブロックごとの基地病院の表は、必要に応じ厚生労働省において更新される。

○ドクターヘリ連絡担当基地病院

大規模災害時における被災地へのドクターヘリ派遣を効率よく行うため、ドクターヘリ基地病院地域ブロック内で、ドクターヘリの派遣、待機等のドクターヘリによる被災地活動の調整を行う病院。

○航空運用調整班

被災都道府県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する内部組織。

警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊等が入手した被災地の情報を被災都道府県災害対策本部等に提供する。

○ドクターヘリ調整部

被災都道府県災害対策本部内に設置されたDMAT都道府県調整本部の内部組織として設置される。また、航空運用調整班にも所属し、警察、消防、自衛隊等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

○ドクターヘリ本部

被災地の基地病院等に設置、又は被災地に基地病院が無い若しくは基地病院が被災し機能していない場合は、DMAT都道府県調整本部の下に、DMAT・SCU（注1）本部、DMAT活動拠点本部（注2）とともに設置され、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運用調整を行う。

（注1）航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）

航空機での搬送に際して、患者の症状の安定化を図り搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置される。

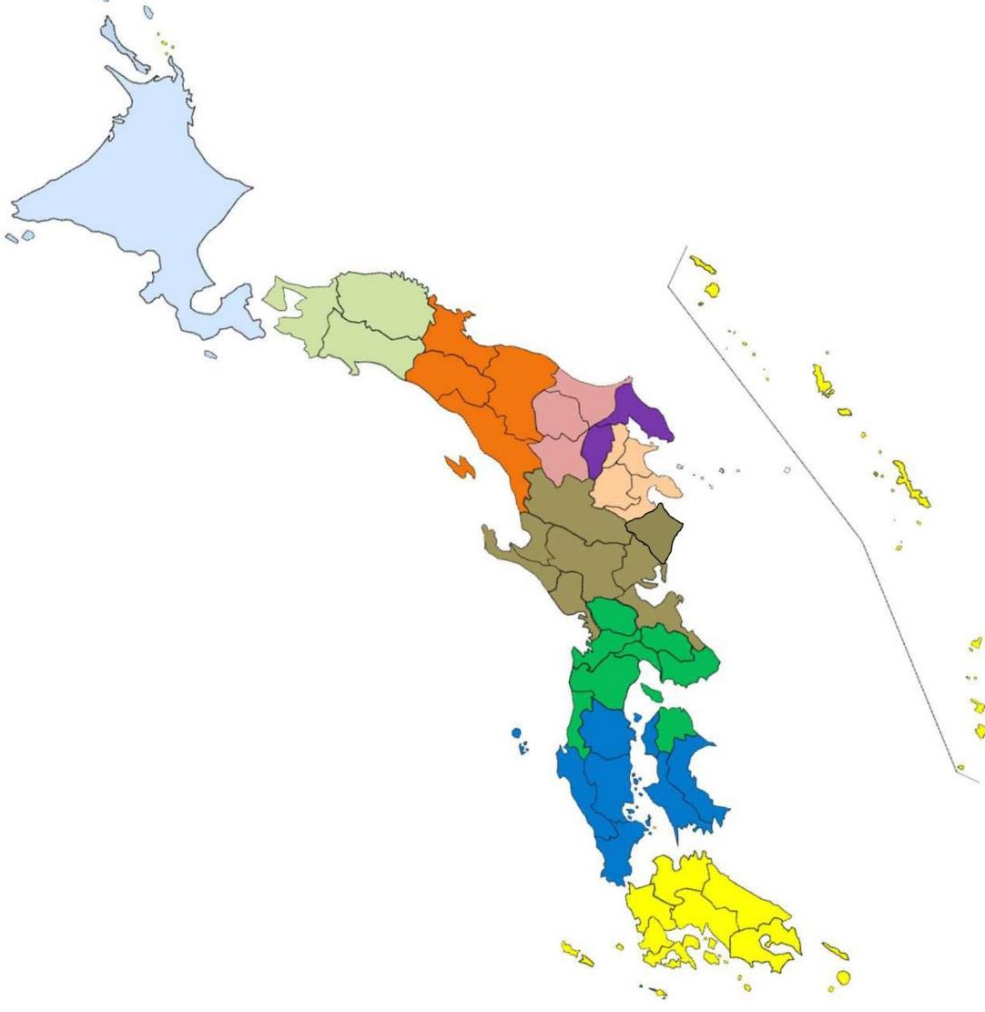
（注2）DMAT活動拠点本部

参集したDMATの指揮及び調整、管内におけるDMAT活動方針の策定、管内の病院の被災情報の収集等を行う目的で、DMAT都道府県調整本部の指揮下で、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所設置される。

ドクターヘリ基地病院地域ブロック (H28.12.1時点)

別表

都道府県	連絡担当 基地病院	基地病院
北海道	○	手稲溪仁会病院 市立釧路総合病院 旭川赤十字病院 市立函館病院 八戸市立市民病院 青森県立中央病院 岩手医科大学附属病院 秋田赤十字病院 東北大学病院、独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 山形県立中央病院 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター・水戸済生会総合病院
青森県	○	獨協医科大学病院
岩手県		前橋赤十字病院
秋田県		埼玉医科大学総合医療センター
宮城県		国保直営総合病院君津中央病院
山形県	○	日本医科大学千葉北総病院
福島県		東海大学医学部付属病院
茨城県		新潟大学医歯学総合病院
栃木県		山梨県立中央病院
群馬県	○	佐久総合病院
埼玉県		信州大学医学部附属病院
千葉県	○	岐阜大学医学部附属病院
神奈川県	○	順天堂大学医学部附属静岡病院
新潟県		聖隷三方原病院
山梨県		愛知医科大学病院
長野県		三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院
岐阜県		富山県立中央病院
静岡県	○	済生会滋賀県病院
愛知県		公立豊岡病院
三重県		大阪大学医学部附属病院
富山県		兵庫県立加古川医療センター・製鉄記念広畑病院
滋賀県	○	和歌山県立医科大学附属病院
大塚府		島根県立中央病院
兵庫県		川崎医科大学附属病院
和歌山県		山口大学医学部附属病院
鳥根県	○	徳島県立中央病院
岡山県		高知県・高知市病院企業団立高和医療センター
広島県		久留米大学病院
山口県		佐賀大学医学部附属病院・佐賀県医療センター好生館
徳島県		熊本赤十字病院
高知県		大分大学医学部附属病院
福岡県	○	宮崎大学医学部附属病院
佐賀県		鹿児島市立病院
長崎県		浦添総合病院
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		



※ 静岡県は静岡市を含む東部地域と西部地域の2ブロックに区分